

令和6年度 田原市内保育園・認定こども園保育料（利用者負担額）一覧表

○教育標準認定（1号）保育料

階層区分		保育料(月額・円)		
生活保護世帯等	A	無償化 【国】		
市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む。)	B			
市町村民税所得割額	所得割課税額 77,100 円以下			C1
	所得割課税額 211,200 円以下			C2
	所得割課税額 211,201 円以上	C3		

○保育認定（2号・3号）保育料

階層区分		保育料(月額・円)			
		2号認定(3歳以上)		3号認定(3歳未満)	
		短時間	標準時間	短時間	標準時間
生活保護世帯等(※)	A			0	0
市町村民税非課税世帯	B			0	0
均等割のみ又は所得割 10,000 円未満	C			8,800	9,000
市町村民税所得割額	所得割 10,000 円～ 48,600 円未満	無償化 【国】		12,700	13,000
	所得割 48,600 円～ 97,000 円未満			16,700	17,000
	所得割 97,000 円～120,000 円未満			21,800	22,000
	所得割 120,000 円～169,000 円未満			27,000	27,000
	所得割 169,000 円～220,000 円未満			32,200	32,200
	所得割 220,000 円～260,000 円未満			37,400	37,200
	所得割 260,000 円～301,000 円未満			45,800	46,600
	所得割 301,000 円～397,000 円未満			51,100	52,000
	所得割 397,000 円以上			52,000	53,000

(一部、県による無償化)

○共通事項

- 【年齢区分】入所児童の年齢区分は、入所年度の初日（4月1日）の前日の年齢で、年度途中は変更されません。
- 【市町村民税額】市町村民税の額は、4月から8月分は前年度、9月から3月分は当該年度の課税額で判定し、税額控除のある場合は控除前の課税額で判定します。ただし、調整措置を反映した課税額とします。
- 【世帯の階層区分】世帯の階層区分は、その児童と同一世帯で生計を一にしている保護者の課税額により認定します。児童の父母が市町村民税非課税の場合で、生計を一にしている祖父母がいる場合は祖父母の課税額により認定します。
世帯の階層区分のうち「生活保護世帯等」とは、生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。（※3号の生活保護世帯等には、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯を含む。）
- 【特定被監護者等】支給認定保護者に監護される者（未成年者）、監護されていた者、支給認定保護者（又は配偶者）の直系卑属（子、孫）であって、支給認定保護者と生計を一にする被扶養者（別居も可）をいいます。

○保育認定（3号）：保育園、認定こども園

- 【母子父子等減免】母子・父子世帯または在宅障害児（者）のいる世帯で階層区分がC階層又はD1階層に認定された世帯は最年長の特定被監護者等から1人目は保育料から1,000円を控除した額の半額、D2階層（市民税所得割額が77,101円未満に限る。）に認定された世帯の最年長の特定被監護者等から1人目の保育料は月額8,000円（保育短時間は月額7,800円）となります。また、C階層、D1階層又はD2階層（市民税所得割額が77,101円未満に限る。）に認定された世帯の最年長の特定被監護者等から2人目以降は無料となります。
- 【多子世帯軽減】幼稚園や保育園、認定こども園などを兄弟で利用する場合、入園している最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。保育園に入所している児童の上の子が幼稚園等を利用している場合は、同時入所とみなして保育料が算定されます。
- 【低所得世帯の多子世帯軽減】階層区分がB階層と認定された世帯で特定被監護者等が2人以上いる世帯の保育料は、最年長の特定被監護者等から2人目以降は無料となります。C階層からD2階層（D2階層は市民税所得割額が57,700円未満に限る。）と認定された世帯で特定被監護者等が2人以上いる世帯の保育料は、最年長の特定被監護者等から2人目は半額、3人目以降は無料となります。（特定被監護者等が同一世帯でない場合は、申請が必要。）
- 【第三子無償】満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童が3歳未満児で入所した場合は無料となります。
- 【田原市子育て支援独自施策による無償】上記にかかわらず、3歳未満で入所した児童は無料となります。